



島根県報

平成24年2月10日（金）

号外第11号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第77号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	掛合上阿井線	雲南市吉田町吉田4124番地先から同4123番地先まで	前	メートル 16.80～ 21.20	メートル 20.40	雲南県土整備事務所 減幅
			後	11.30～ 14.40	20.40	
〃	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町下阿井2281番6地先から同2278番8地先まで	前	3.60～ 12.50	119.50	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	9.00～ 19.00	119.50	
〃	斐川一畑大社線	出雲市小津町425番地先から同412番6地先まで	前	5.20～ 11.00	230.90	道路改良工事 拡幅
			後	11.50～ 22.20	230.30	
〃	斐川出雲大社線	出雲市大社町杵築南1345番2地先から同1346番5地先まで	前	11.90	30.50	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	13.60～ 22.90	30.50	
〃	〃	出雲市大社町杵築南1364番12地先から同番11地先まで	前	11.80	10.00	道路改良工事 拡幅
			後	13.20	10.00	
〃	浜田美都線	益田市美都町宇津川864番1地先から同地先まで	前	18.00～ 90.00	78.00	益田県土整備事務所 減幅 管理区分の変更
			後	15.00～ 70.00	78.00	

島根県告示第78号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町下阿井2281番6地先から同2278番8地先まで	メートル 119.50	平成24年 2月10日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕993番1地先から同118番1地先まで	109.00	平成24年 2月10日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市大社町日御碕185番1地先から同187番2地先まで	20.90	平成24年 2月10日		
〃	〃	出雲市大社町日御碕1004番1地先から同地先まで	63.20	平成24年 2月10日		
〃	斐川一畑大社線	出雲市小津町425番地先から同町412番6地先まで	230.30	平成24年 2月10日		
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原110番16地先から同107番26地先まで	144.10	平成24年 2月10日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙2035番18地先から同番25地先まで	168.00	平成24年 2月10日		
〃	〃	鹿足郡津和野町左鐙2035番24地先から同2038番3地先まで	455.00	平成24年 2月10日		